

平成 26 年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

1. 事業方針

生活支援センターの第1館目が神奈川区に開館して以来、15年余が経過し、平成24年度末には18館目が中区に開所したことで全区整備が完了した。港南区生活支援センター（以下、センター）は、平成14年4月1日、精神障害者の社会復帰施設として市内で3番目に開所以来、障害者自立支援法（以下、法）のもと、「地域活動支援センター」と「相談支援事業」を担い、通所による日常生活支援をはじめ、「障害者自立生活アシスタント事業」及び「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」における訪問支援や「港南区委託事業」では障害理解への普及啓発など、地域福祉の充実に向け、多様な事業に取り組んできた。

平成24年の法改正で、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大が図られていくことに伴い、横浜市では平成25年4月から生活支援センターに計画相談支援が導入された。福祉サービスが利用契約の時代に入っている中、利用者が良質のサービス提供を求め、事業者もそのニーズに応えられるサービスの提供が求められている。精神障害者の社会復帰・社会参加に向けて支援を行うセンターは、これまで日常生活支援、居場所提供、普及啓発等に取り組んできたが、こうした状況を踏まえ、個々のニーズに応じた適切な「サービス等利用計画」の作成が、すでに事業のひとつとして大きな柱となっている。平成25年4月施行の障害者総合支援法では、個人の尊厳が理念のひとつとして従来からの流れで謳われており、サービス等利用計画を作成する際、事業者として障害者本人が望む生活への意思を尊重し、サービスの提供だけに終わらず、サービスの質及び利用者の生活の質を向上できるよう進めていきたい。同時に指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員として、社会資源の情報や本人のニーズを汲み取り支援していくための知識や技術の更なるレベルアップが問われてくることになる。

このように新たな機能と役割がセンターに求められる中で、他方、サービスや社会資源に繋がっていない方へのアプローチや、居場所機能としての拠り所、あるいは自立生活に向けた支え手として、センターの存在意義はこれまで同様変えることなく、地域ニーズの掘り起こしや受け止めの態勢を、将来にわたって継続していかなければならない。このことは、より専門的な相談支援の充実を目指していくことにおいて、地域に根差してきた「障害者自立生活アシスタント事業」などの個別支援、日常的に行っている電話や面接などの基本相談、事業所指定による地域相談・計画相談のそれぞれが専門的役割を果たすことで、利用者が望むその人らしい生活に還元されていくものと思われる。

個別給付化の相談支援事業では、計画作成とそれに伴う支援において、報酬の発生が施設の運営に反映されてくる。法改正を受けて相談支援事業がどう変わり、利用者が望む生活の実現に向けてセンターが取り組むべき支援とは何か。変化する時代背景や多様化する価値観のもと、利用者の利益につながるよう事業の展開に努めていくとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、今後も関係機関と連携しながら、適切なサービスの提供と、きめ細かな生活支援を行っていきたい。

2-1. 具体的事業実施内容

(1) 相談支援

精神障害の専門相談窓口として、本人のみならず、家族や他機関からの様々な相談に応じ、カンファレンスを実施したり、医療・福祉施設・区役所・就労関連機関等との連絡調整を行う。必要なケースについては個別支援計画に沿った援助を行う。

① 職員による相談（面接、電話、訪問、個別支援）

- ・ 生活・医療・対人関係・心理情緒・経済・就労・制度申請・手続きなど生活全般に関する相談に応じる
- ・ 利用者との定期面接が増加し、継続的支援が行われるようになってきたことから、今後は予約制の定期面接を中心として、個別支援計画につないでいく。
- ・ 発達障害、中途障害等他障害の幅広い相談に応じ、必要があれば関係機関との連携を行う。

② 個別支援

- ・ 利用者の障害程度や病状などにあわせて、本人同意のもと「個別支援計画書」を作成し、継続的支援を行っていく。年間10ケースを目標としたい。
- ・ 区役所や医療機関などと連携し、支援センターが中心となって個別支援を推進し、ケースカンファレンスを実施する。支援方針を立てることにより、それぞれの機関の役割分担を明確化し、情報共有や必要に応じて情報交換等を行い、継続的な関わりを持っていく。
- ・ 職員全員が精神保健福祉に関わる専門職として相談支援を行うために、相談支援技術やケアマネジメント技術の向上に努める。

③ 精神科嘱託医による相談（面接）

- ・ 医療に関する相談に応じる（週1回）

(2) 訪問・同行支援

- ・ 利用者の生活環境から見えてくる課題を把握するために、「個別支援計画」に基づいた計画的な訪問支援を行い、本人への支援を考える指針としていく。
- ・ 支援センターを日常的に利用している人に対して、定期的な訪問支援を行う。
- ・ 家族が安心して生活が送れるように、自宅を訪問し、日常生活の相談や助言を行うことで本人や家族の生活上の不安を和らげる。
- ・ センターの生活支援サービスを受けている人を中心に、来館が途絶えた利用者については、安否確認の意味で訪問を行う。
- ・ 不安や心配がつきまとう利用者には、積極的に行政や社会資源などに同行し他機関を紹介することで、情報を共有するなどの連携につないでいく。
- ・ 入院中の方が、退院後に利用する社会資源として、支援センターを紹介する目的で病院を訪問する機会が増えてきたが、今後も継続させていきたい。

(3) 日常生活支援

地域生活を送る上で生じる日常的な要望・課題に対して多様な支援を行う。

- ① 金銭管理に問題があるケースには、サービス料金の預かり金を行ったり、使い方などの支援を積極的に行う。
- ② 突発的発作などの心配がある方には、センターでの服薬管理を行ったり、必要なケースについては服薬指導を行う。
- ③ 家事支援（住まいの整理整頓 等）
- ④ 情報提供
 - ・ 生活情報や、福祉・制度に関する情報の掲示を行う
 - ・ 就労に関する情報（求人折込チラシ等）の掲示を行う
 - ・ センター便りの発行やホームページによる情報提供を行う
- ⑤ リサイクルコーナーの活用（衣類、日用品、電化製品）

(4) 地域活動支援

地域移行を目指す精神障害者の地域活動支援を行い、日中の居場所、創作的活動の機会を提供し、地域交流の促進を図る。

- ① 安心して過ごせる居場所の提供
- ② QOL（生活の質）向上に役立つ講座・プログラムの開催（ランチ会、お菓子教室、その他衣食住全般に関するもの）
- ③ 健康について考える講座・プログラムの開催（スポーツプログラム、ヨガ、ハンドマッサージ、生活習慣病に関するもの）
- ④ 社会生活機能、知識獲得のための講座・プログラムの開催（就労講座、就労支援関係機関見学、就労ミーティング、パソコン教室、社会生活技能訓練-SST 等）
- ⑤ 創作的プログラムの開催（コラージュ体験教室）
- ⑥ 回復プログラムの開催（うつのミーティング等）
- ⑦ イベントの開催（利用者、家族、ボランティア等の交流）

(5) サービス提供

生活の基本である食事や身の回りに関する各種サービスを提供し、地域で暮らす精神障害者の生活を補完する。

- ① 夕食サービス
 - ・ 500 円以下の低価格で栄養のバランスに配慮した家庭の味を提供する。
 - ・ 利用者ニーズに併せた様々なメニューや価格設定を取り入れる。
 - ・ センター利用者が食事サービスの買い物、調理をすることで個人の生活技術の向上に役立ち、就労準備につながる支援を行う。

- ② 入浴サービス（石鹸、シャンプー、リンス販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し）
 - ・ 入浴サービスを通じて、より多くの方に身の衛生観念を身につけてもらう。
- ③ 洗濯サービス（洗剤販売）
 - ・ 洗濯サービスを通じて、衣類の衛生観念を身につけてもらう。
- ④ インターネットサービス
 - ・ 必要があれば、職員が手助けをしながら、就労や各種制度に関する情報提供を行っている。
今後は、社会資源や様々な情報をよりわかりやすく掲示する工夫や、情報を共有できる場を確保する。
- ⑤ お茶、紅茶、砂糖販売
- ⑥ コピー、印刷サービス
- ⑦ 物品の貸し出し（パソコン、楽器、オーディオ機器、スポーツ用具、傘）
- ⑧ 新聞の購読

(6) 当事者活動支援

障害者が能力を発揮する機会や場を提供することによって、当事者活動を支援・尊重し、社会参加を促進する。

- ・ 利用者に日常的な備品修繕やごみの分別、衛生業務、センター便り作成、夕食サービスの買物、調理など施設運営に関わる役割を担ってもらう。
- ・ 利用者の個々の適性に合わせ、各種会議（運営連絡会、港南ネット会議など）への当事者参画の機会を増やす。
- ・ 納涼会、クリスマス会など季節行事の実行委員として企画運営に携わってもらっているが、今後も活動の幅や内容を充実させていく。
- ・ 当事者活動が行われている施設を見学、交流し、主体的に活動する当事者を育成することで社会参加につなげる。
- ・ 利用者同士のサークル活動などについては、掲示板やセンター便りを活用し情報交換しやすくすることで、自主的な活動の場を広げる。

(7) 家族支援

- ・ 家族を対象とした講座やプログラムを実施する。
- ・ 家族会の活動協力を積極的に行う。（定例会・勉強会への参加、場所の提供など）
- ・ 家族は人には言えない不安や悩みがあり、誰にも相談できず抱え込んでいるケースも多いため、心の負担を減らせるように継続的な相談に応じる。
- ・ 家族に生活支援センターが「相談機関」としてより周知されるように、ホームページや区役所や医療機関・地域ケアプラザなどへチラシなどにより広報する。
- ・ 家族が安心して生活が送れるように、自宅を訪問し、日常生活の相談や助言を行うことで本人や家族の生活上の不安を和らげる。

(8) 地域交流・地域連携

港南区における精神保健福祉及び他障害関係機関とのネットワークを活かし、障害者支援に活用する。

- ① 港南区精神保健福祉ネットワーク（*注 1）の定例会と各種活動
- ② 港南区福祉保健センター高齢・障害支援課との定例会・勉強会
- ③ 地域関係機関への活動協力と施設提供（家族会、ボランティアグループ、関係機関 等）
- ④ 地域福祉・教育関係機関との交流と活動（地域生活支援会議、区障連 等）
- ⑤ 地域ボランティアの受入れ（パソコン、ヨガ、おしゃべり、調理 等）
- ⑥ 体験ボランティア・体験学習の受入れ（地域住民、学生 等）
- ⑦ 関係機関と共同開催のイベント実施（バスハイク、港南ネットまつり（*注 2）、あおぞら交流会（*注 3）、そよかぜまつり（*注 4）、ソフトボール、公開講座、防災訓練 等）
- ⑧ 地域住民との交流（町内会への加入 等）

（*注 1）港南区精神保健福祉ネットワーク（港南ネット）… 区内の医療機関、地域活動支援センター、区福祉保健センター、家族会 等で構成されている。2か月に1回の頻度で会議を開催。情報交換、勉強会、合同行事の企画などを行っている。

（*注 2）港南ネットまつり … 港南ネット参加団体が年1回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民との交流を図っている。

（*注 3）あおぞら交流会 … 近隣福祉施設（当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園）の利用者、職員交流を行っている。

（*注 4）そよかぜまつり … 近隣福祉施設、地域関係機関が年1回開催し、地域住民との交流を図っている。

(9) 普及・啓発活動

「開かれた施設」として地域と積極的に交流し、普及啓発に取り組んでいきたい。

- ・ 地域ケアプラザ等において、民生委員やケアマネジャーほか地域住民に向けた普及・啓発講座を実施する。
- ・ これまでも地域関係機関と連携して「うつの講演会」などを開催してきたが、今後も地域ニーズに合わせてテーマを考え、精神保健福祉の普及・啓発につながる講座・講演会を実施する。
- ・ これまで同様、近隣職員を招いてセンター業務の紹介を行ったり、精神保健ボランティア講座、ケアマネジャー勉強会などにおいて、センターの機能や地域で果たす役割について講義する。
- ・ 精神保健に関する講座や勉強会を通して、生活支援センターが周知されるように、教育機関に向けた広報活動を行う。
- ・ 医師や医療関係者による利用者、家族等に向けた講演会を開催する。

(10) 障害者自立生活アシスタント事業

- ・ 平成26年度は、現在の契約者に対し引き続き支援を行うとともに、関係機関と連携し本事

業を必要としている方をつなげられるよう努める。事業を実施するセンターも増えたことから、所在区である港南区に重点をおき、支援を拡げていく。(目標登録者 20名)

- ・ 契約者全ての個別支援計画書を本人同意のもと作成し、課題や目標を見据えた支援を行う。6か月毎に本人と区役所MSW、関係機関とで見直しを図り、必要に応じて変更・改善を行いながら自立に向けた力を引き出せるよう個別支援の充実を目指す。
- ・ 契約者が、支援センターのサービスを利用しながら単身生活を継続できるように、今後も支援センターにつながる支援を積極的に行っていく。また、同居の家族がいる場合には、家族支援も視野に入れながら本人の自立を支えていく。
- ・ 平成25年度より始まった「地域定着支援事業」とも連携し、契約者が卒業後も安心して地域生活を送れるよう、支援ネットワークを築いていく。
- ・ 地域移行・地域定着支援事業と連携しながら、長期入院患者が退院後のサポート体制を作り、地域生活が継続できるようチームで関わっていく。

(11) 精神障害者地域移行・地域定着支援事業

- ・ 南部エリアの他センターと連携しながら、対象となる病院や関係機関への事業説明・理解を求めると、啓発活動に積極的に取り組む。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、生活支援センターの従来機能や自立生活アシスタント事業と連携した支援を行う。
- ・ 入院患者への退院意識の持たせ方や退院後の地域生活における不安の軽減に努めるため、当事者の立場からアドバイザーとして事業に協働してもらえるよう、ピアサポーターの育成と活動を支援する。
- ・ 平成25年度より開始した「地域移行支援事業」との差別化を図り、退院意欲を引き出すための関わりや、退院までの長期的な支援を丁寧に行うことを目指す。

(12) 横浜市委託事業

地域支援事業

- ・ 当センターでは、地域支援事業として平成20年度より精神障害者疾患への理解を深めるため、「家族のためのSST講座」を定期的に開催してきた。平成26年度は、家族及び青少年に向けた講座をそれぞれ3回ずつ予定している。

(13) その他、センター設置目的を達成するために必要な事業

- ① 個人情報保護・開示の取り組み
- ② 情報開示への取り組み
- ③ 事故防止対策
- ④ 利用者の意見・苦情への対応（苦情解決規則、アンケート実施）
- ⑤ 福祉・看護職従事者の育成協力
- ⑥ ボランティアの育成

- ⑦ 就労関係機関との定例会・勉強会への参加
- ⑧ 障害者自立支援法による障害程度区分認定審査会参加

(14) 指定一般相談支援事業（地域定着支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区、横浜市南区、横浜市戸塚区とする。
- ・ 利用者が安心して地域生活が送れるように、日頃から身近な相談者として寄り添いながら支援を行うとともに、障害によって生じうる緊急事態にも適切に対応できるよう、常時の連絡体制を確保する。
- ・ 利用者の障害特性や生活状況・抱えている課題などを把握し、関係機関と連携しながら、本人の病状悪化を未然に防ぐことができるよう支援を行う。
- ・ 利用者が支援センターのサービスを利用しながら地域生活を継続できるよう、また多くの支援者による見守り体制を築くため、事業所にもつながるような支援を積極的に行っていく。
- ・ 事業所が実施している「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく。

(15) 指定一般相談支援事業（地域移行支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市全域とする。
- ・ 利用者の主治医や病院職員、地域関係機関と連携を図りつつ、退院に向けて地域移行支援計画を作成し、本人のペースに合わせた無理のない丁寧な関わりをする。
- ・ これまで実施してきた退院支援の地域ネットワークを活かし、利用者の要望を取り入れながら、その障害特性に合わせた社会資源につなげるよう支援を行う。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、事業所で実施する「自立生活アシスタント事業」への移行も踏まえながら、支援体制を確立する。
- ・ 利用者への退院意識の持たせ方や退院後の地域生活における不安軽減のため、地域で生活する当事者とも関わりが持てるよう、入院中から支援センターにつなげる支援を積極的に行う。

(16) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 区障害支援課や、その他地域の関係機関と連携して契約者拡大に努め、事業展開を目指す。
- ・ サービスを受けたいと希望する利用者に対し、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等に応じて、福祉・保健、医療・教育・就労・住宅等の幅広い領域にまたがるサービスを、多様な事業者から一体的・総合的に受けられるよう、サービス等利用計画の作成を始めとする計画相談支援を提供する。

- ① ネットワークによるチーム支援と、支援の内容や方向性を共有していくため、地域活動ホーム、福祉保健センター、サービス事業者等との連絡調整
- ② サービス等利用計画の作成（継続サービス利用支援も含む）

- ③ サービス等利用計画作成費の請求・受領事務
- ④ モニタリングの実施
- ⑤ 継続サービス利用支援(モニタリング報告書)の請求・受領事務
- ⑥ 利用者からの相談・苦情処理に関する業務

2-2. 具体的数値目標

	平成 26 年度 (予定)	平成 24 年度 (実績)
本人 来館者数	35 人 (1 日)	33 人 (1 日)
訪問・同行	150 件 (年間)	94 件 (年間)
夕食サービス	18 人 (1 日)	18 人 (1 日)
入浴サービス	5 人 (1 日)	4 人 (1 日)

3. 研修計画

- ・ 職員の専門性を向上させ、利用者に信頼と安心を与えるために、精神保健福祉士・社会福祉士等の資格取得を奨励し、職場としての協力を行う。
- ・ 指定特定相談支援事業を実施するにあたり、相談支援専門員の資格取得に必要となる研修に積極的に参加する。
- ・ 外部から講師を招き、相談支援技術やケアマネジメント技術を向上するための研修を企画する。
- ・ 職員の経験に応じて、地域の医療機関や区役所、作業所等での実習研修の機会を設ける。
- ・ 港南福祉保健センターと連携し、福祉サービスや救急医療システムなどについての勉強会や事例検討会を実施する。
- ・ 個人情報を取り扱う場合に職員が遵守すべき事項並びに職員が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施する。
- ・ センター利用者等の人権を最大限尊重しなければいけないことから、人権に関する研修を実施する。

4. 職務分掌（配置・資格・経験等）

氏名	取得資格	経験年数(*1)	担当業務
職員A (常勤)	精神保健福祉士 社会福祉士	11年10ヵ月	施設運営事務全般、防火管理者、金銭出納管理、地域ネットワーク、障害程度区分審査会、センター連絡会、運営連絡会
職員B (常勤)	精神保健福祉士 相談支援専門員	11年10ヵ月	自立生活アシスタント業務専任(主任)
職員C (常勤)	精神保健福祉士 相談支援専門員	4年7ヵ月	防災訓練、備品管理、地域ネットワーク、就労プログラム、地域移行・地域定着支援事業、特定相談支援事業
職員D (常勤)	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	3年8ヵ月	統計業務、実習生担当、夕食サービス会計、防災訓練、備品管理、就労プログラム、一般相談支援事業
職員E (常勤)	精神保健福祉士 社会福祉士 相談支援専門員	3年10ヵ月	自立生活アシスタント業務専任
職員F (常勤嘱託)	社会福祉主事	8ヵ月	入浴・洗濯・インターネット会計、統計業務、消耗品管理、リサイクル品・落し物管理、一般相談支援事業
職員G (非常勤)	社会福祉主事 相談支援専門員	9年10ヵ月	調理アルバイト勤務調整、実習生担当、衛生業務、消耗品管理、地域ネットワーク、地域支援事業、特定相談支援事業
職員H (非常勤)	相談支援専門員	6年10ヵ月	ホームページ管理、地域ネットワーク、地域支援事業、地域移行・地域定着支援事業、特定相談支援事業
職員I (非常勤)	精神保健福祉士 相談支援専門員	5年4ヵ月	その他サービス管理、リサイクル品・落し物管理、就労プログラム、地域支援事業、特定相談支援事業
職員J (非常勤)	介護ヘルパー2級 ガイドヘルパー	3年8ヵ月	衛生業務、嘱託医調整、港南区委託事業、地域移行・地域定着支援事業、一般相談支援事業
職員K (アルバイト)	精神保健福祉士 社会福祉士	1年9ヵ月	簡易事務、来館者受付、サービス利用料徴収、調理、清掃
職員L (アルバイト)		1年9ヵ月	簡易事務、来館者受付、サービス利用料徴収、調理、清掃

(*1)経験年数は、平成26年2月1日時点

○その他 嘱託医：5名 調理アルバイト：5名

平成26年度横浜市精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名:横浜市港南区生活支援センター

運営法人:社会福祉法人青い鳥

【収入】

(単位:千円)

科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
指定管理料	67,498	48,640	7,048	11,810	
合 計	67,498	48,640	7,048	11,810	
【支出】					
科 目	金 額				内訳・説明等
	計	生活支援センター運営	地域移行・地域定着	自立支援アシスタント	
人件費	53,990	36,519	6,459	11,012	
職員給与	41,415	26,655	5,486	9,274	10名
アルバイト	2,559	2,559	0	0	
調理アルバイト	1,377	1,377	0	0	
嘱託医賃金	1,025	1,025	0	0	
法定福利費	6,484	4,181	848	1,455	
退職給与引当金	975	610	110	255	10名
福利厚生費	36	21	3	12	
労務厚生費	119	91	12	16	健診80、検便39
施設管理費	6,250	6,250			
光熱水費	3,700	3,700	0	0	
庁舎管理	2,400	2,400	0	0	
修繕積立金	300	300	0	0	
入浴サービス等実費徴収額	△ 150	△ 150	0	0	
運営費	4,878	3,491	589	798	
旅 費	665	300	156	209	
消耗品費	889	747	71	71	
印刷製本費	116	116	0	0	
修繕費	350	350	0	0	
通信運搬費	929	533	120	276	
賃借料	1,100	676	212	212	
備品等購入費	280	280	0	0	
保険料	289	289	0	0	
雑費	260	200	30	30	
本部繰入金	2,380	2,380	0	0	2,500-労務厚生費119
合 計	67,498	48,640	7,048	11,810	